

平成27年第4回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 平成27年4月16日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 東大和市立中央公民館視聴覚室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会会長 中 村 勝 司
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名  
日程第2 会長諸報告について  
日程第3 報告第8号 農地法第4条の規定による届出について  
日程第4 報告第9号 農地法第5条の規定による届出について  
日程第5 議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて  
日程第6 議案第8号 農地法第3条の規定による所有権移転等許可申請について  
日程第7 議案第9号 東大和市農業委員会委員の辞任の同意について  
(追加議案)  
日程第8 議案第10号 東大和市農業委員会委員の辞任の同意について  
(追加議案)  
日程第9 議案第11号 東大和市農業委員会委員の辞任の同意について  
(追加議案)  
日程第10 議案第12号 東大和市農業委員会委員の辞任の同意について  
(追加議案)

5 出席委員(15名)

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 岩 田 高 雄  | 2 番 三 田 武 司  |
| 3 番 中 村 勝 司  | 4 番 野 口 和 広  |
| 5 番 比留間 梅 男  | 7 番 関 田 貢    |
| 8 番 町 田 務    | 9 番 石 川 文 男  |
| 10 番 川 鍋 正 義 | 11 番 関 田 文 吉 |
| 12 番 床 鍋 義 博 | 13 番 内 野 貞 夫 |
| 14 番 御殿谷 一 彦 | 15 番 西 川 洋 一 |
| 16 番 押 本 信 夫 |              |

6 欠席委員 (1名)

6番 橋本貴夫

7 出席した職員

事務局(1) 乙幡正喜

事務局(2) 鈴木隆喜

8 会議の結果

報告第8号及び報告第9号について専決処理を確認した。

議案第7号及び議案第8号について審議した結果、証明書を発行することに決定した。

委員辞任同意の追加議案第9号から議案第12号について審議した結果、辞任について同意した。

9 会議の概要

事務局(1) 本日の出席状況についてご報告いたします。定員16、現員数16名。本日は欠席者1名でございます。本日は15名のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例会が成立することをご報告いたします。

以上でございます。

(午前10時00分)

◎会長挨拶

会 長 (会長挨拶)

◎開 会

議 長 では、ただいまより平成27年第4回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

事務局(1) (議事日程の報告)

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、7番、関田貢委員、8番、町田務委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。(会長報告)

◎報告第8号

議 長 続いて、日程第3、報告第8号 農地法第4条の規定による届出1件について専決

処理しておりますので、ご報告いたします。事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（２） （議案書に基づき説明 １件）

議長 朗読及び説明いたしました。

報告第８号 農地法第４条の事案については、所有権の移転が確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第９号

議長 続いて日程第４、報告第９号 農地法第５条の規定による届出２件について専決処理しておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（２） （議案書に基づき説明 ２件）

議長 朗読及び説明いたしました。

報告第９号 農地法第５条の議案については、所有権の移転が確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎議案第７号

議長 続いて日程第５、議案第７号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い２件について、ご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（１） （議案書に基づき説明 ２件）

議長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号１番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 特にご意見等もないようですので、証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続いて申請番号2番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 特にご意見等もないようですので、証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第8号

議 長 続きまして日程第6、議案第8号 農地法第3条の規定による所有権移転等許可申請2件についてご審議いただきます。

事務局より議案の朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(1) 議案第8号について、朗読及びご説明を申し上げます。

朗読いたします。

議案第8号 農地法第3条の規定による所有権移転等許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による所有権の移転等許可申請について、農業委員会の意見を求める。

平成27年4月16日、東大和市農業委員会会長、中村勝司。

内容についてご説明申し上げます。

本件は農地の所有権移転についてに関する事案でございます。

一番上は申請者でございます。譲渡人と譲受人はごらんとおりでございます。該当する譲渡人の土地の表示は仲原4丁目の1筆、地目は畑、面積は1,124平方メートルの2分の1、摘要欄ですが所有権移転登記となっております。

続きまして、譲受人の現在耕作農地は高木3丁目の8筆、地目は畑、面積は3,994平方メ

ートルとなっております。所有権移転農地及び現在耕作地の合計面積は4,556平方メートルとなっております。

次のページをお開きください。

譲渡人の農地の場所ですが、東京靴流通センター東大和店の西側でございます。ミカン、レモン等が植えられ、耕作前の土地でございました。譲受人の現在耕作地につきましては、8筆とも畑として耕作されておりました。

以上、所有権移転農地と現在耕作地についてご説明させていただきました。

本件につきましては、譲受人の経営面積につきまして下限50アールを満たしておりません。農地法第3条の許可要件として下限面積があり、当市では取得後50アールとなっております。

ただし、農地法施行令第6条の3項により、下限面積未満であっても許可できる規定がございます。農地の位置、面積、形状からして、隣地農地と一体利用しなければ利用することができない場合等、隣接農地を耕作している者が当該の権利を取得する場合は許可できる規定となっておりますので、ご報告申し上げます。

2番目の申請でございます。

譲渡人と譲受人はごらんとおりでございます。該当する譲渡人の土地の表示は仲原4丁目の1筆、地目は畑、面積は1,123平方メートルの2分の1、摘要欄ですが、所有権移転となっております。

続きまして、譲受人の現在耕作地は高木3丁目の4筆、地目は畑、面積は1,458平方メートルとなっております。所有権移転農地及び現在耕作地の合計面積は2019.5平方メートルとなっております。

次のページをお開きください。

譲渡人の農地の場所ですが、東京靴流通センター東大和店の西側でございます。耕耘前の土地でございます。譲受人の現在耕作地は4筆とも畑として耕作されておりました。

以上、所有権移転農地と現在耕作地につきましてご説明させていただきました。

本件につきましても、譲受人の経営面積は2019.5平方メートルでございますので、下限面積50アールを満たしてございません。農地法第3条の許可要件として、下限面積が当市では50アールとなっております。

ただし、先ほど申し上げたとおり農地法施行令第6条第3項の規定により、下限面積未満であっても許可できる規定がございます。農地の位置、面積、形状からして、隣地面積と一体利用しなければ利用することができない場合、隣地農地を耕作している者が当該権利を取

得する場合には許可できる規定となっており、ご報告申し上げます。

議長におかれましては、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本事案は農地法第3条第1項の規定により所有権移転等の許可申請について、農業委員会が許可する事案であります。

申請番号1番、宮鍋さんの事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご質問、ご意見等がありましたらお受けいたします。何かございますか。

(発言する者なし)

議長 特にご意見等もないようですので、許可をすることに決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議ないようですので、許可をすることに決定することに決定いたします。

続きまして申請番号2番、宮鍋さんの事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご質問、ご意見がありましたらお受けいたします。何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご意見等もないようですので、許可をすることに決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議ないようですので、許可をすることに決定することに決定いたします。

#### ◎議案第9号

議長 続きまして日程第7、議案第9号 東大和市農業委員会委員の辞任の同意について、本案を議題に供します。

事務局より議案の朗読及び内容について説明いたさせます。

乙幡事務局長。

事務局(1) 議案第9号について、朗読及びご説明を申し上げます。

朗読いたします。

議案第9号 東大和市農業委員会委員の辞任の同意について。

農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき、農業委員の辞任の同意について農業委員会の意見を求める。

平成27年4月16日、東大和市農業委員会会長、中村勝司。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

辞任申出者、農業委員会等に関する法律第12条第2号に規定する委員、氏名、関田貢委員、住所、東大和市向原5丁目1075番地の2、辞任の日、平成27年4月30日、辞任理由、一身上の都合による。

説明を加えさせていただきます。

農業委員会等に関する法律第4条につきまして、農業委員会の組織について規定されております委員は、選挙による委員及び選任による委員とするということでございます。この両者の委員によって、農業委員会が組織されているところでございます。

選任による委員ということでもありますので、今回該当いたします分につきましては法律第12条第2号でございます。当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき、学識経験を有する者4名以内という規定がございます。この規定により、選任された委員の方から辞任届が提出されたということでございます。

さらに申し上げますと、委員の任期につきましては法律第15条に規定されております。12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日まで在任するというのが法律上の規定でございますが、このたび任期途中での辞任届ということでございます。

この辞任届をもちまして、農業委員の辞任につきましては法律第16条によりまして、委員または会長は、正当な理由があるときは農業委員会の同意を得て辞任することができるという規定になっておりますので、本日、議案として上程させていただきました。ご審議いただくということでございます。

議長におかれましては、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、農業委員の辞任は、委員会の同意がなければ選任者の市長は受理できないことになっております。

ご質問、ご意見等をお受けすることとしますが、本案は関田貢委員に係る事案でありますので、関田委員は農業委員会等に関する法律第24条の規定により議事への参与を制限いたします。

(関田委員退席)

議長 関田委員には退席をしていただきました。ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 特にご意見等もないようですので、関田貢委員の辞任の同意について採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ないものと認め、直ちに採決をいたします。関田貢委員の辞任に同意する委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 同意多数と認め、よって関田貢委員の辞任について同意と決めます。

議事が終了しましたので、関田貢委員に対する議事参与制限を解除いたします。

(関田委員入室)

◎議案第10号

議 長 続きまして日程第8、議案第10号 東大和市農業委員会委員の辞任の同意について、本案を議題に供します。

事務局より事案の朗読及び内容について説明いたさせます。

乙幡事務局長。

事務局(1) 議案第10号について、朗読及びご説明を申し上げます。

朗読いたします。

議案第10号 東大和市農業委員会委員の辞任の同意について。

農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき、農業委員の辞任の同意について農業委員会の意見を求める。

平成27年4月16日、東大和市農業委員会会長、中村勝司。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

辞任申出者、農業委員会等に関する法律第12条第2号に規定する委員、氏名、床鍋義博委員、住所、東大和市桜が丘1丁目1429番地の3、東京ユニオンガーデンA棟1404、辞任の日、平成27年4月30日、辞任理由、一身上の都合による。

内容の説明につきましては、議案第9号の説明によって割愛させていただきたいと思っております。

議長におかれましては、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、農業委員の辞任は委員会の同意がなければ選任者の市長は受理できないこととなっております。



ご質問、ご意見等をお受けすることとしますが、本案は床鍋義博委員に係る事案でありますので、床鍋委員は農業委員会等に関する法律第24条の規定により議事への参与を制限いたします。

(床鍋委員退席)

議長 長 床鍋委員には退席していただきました。ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議長 長 特にご意見等もないようですので、床鍋義博委員の辞任の同意について採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 長 ご異議ないものと認め、直ちに採決いたします。床鍋義博委員の辞任に同意する委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 長 同意多数と認め、よって床鍋義博委員の辞任について同意と決めます。

議事が終了しましたので、床鍋義博委員に対する議事参与制限を解除いたします。

(床鍋委員入室)

◎議案第11号

議長 長 続きまして日程第9、議案第11号 東大和市農業委員会委員の辞任の同意について、本案を議題に供します。

事務局より議案の朗読及び内容について説明いたします。

乙幡事務局長。

事務局(1) 議案第11号につきまして、朗読及びご説明を申し上げます。

朗読いたします。

議案第11号 東大和市農業委員会委員の辞任の同意について。

農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき、農業委員の辞任の同意について農業委員会の意見を求める。

平成27年4月16日、東大和市農業委員会会長、中村勝司。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

辞任申出者、農業委員会等に関する法律第12条第2号に規定する委員、氏名、御殿谷一彦委員、住所、東大和市仲原3丁目5番地の13、辞任の日、平成27年4月30日、辞任理由、一

身上の都合による。

内容説明につきましては、議案第9号の説明によって割愛させていただきます。

議長におかれましては、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、農業委員の辞任は委員会の同意がなければ選任者の市長は受理ができないこととなっております。

ご質問、ご意見等をお受けすることとしますが、本案は御殿谷一彦委員に係る事案でありますので、御殿谷委員は農業委員会等に関する法律第24条の規定により議事への参与を制限いたします。

(御殿谷委員退席)

議長 御殿谷委員には退席していただきました。ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議長 特にご意見等もないようですので、御殿谷一彦委員の辞任の同意について採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議ないものと認め、直ちに採決をいたします。御殿谷一彦委員の辞任に同意する委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 同意多数と認め、よって御殿谷一彦委員の辞任について同意と決めます。

議事が終了しましたので、御殿谷一彦委員に対する議事参与制限を解除いたします。

(御殿谷委員入室)

#### ◎議案第12号

議長 続きまして日程第10、議案第12号 東大和市農業委員会委員の辞任の同意について、本案を議題に供します。

事務局より議案の朗読及び内容について説明いたさせます。

乙幡事務局長。

事務局(1) 議案第12号につきまして、朗読及びご説明を申し上げます。

朗読いたします。

議案第12号 東大和市農業委員会委員の辞任の同意について。

農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき、農業委員の辞任の同意について農業委員会意見を求める。

平成27年4月16日、東大和市農業委員会会長、中村勝司。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

辞任申出者、農業委員会等に関する法律第12条第2号に規定する委員、氏名、西川洋一委員、住所、東大和市奈良橋1丁目268番地の1、辞任の日、平成27年4月30日、辞任理由、一身上の都合による。

内容の説明につきましては、議案第9号の説明によって割愛させていただきます。

議長におかれましては、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、農業委員の辞任は農業委員会の同意がなければ選任者の市長は受理ができないこととなっております。

ご質問、ご意見等をお受けすることとしますが、本案は西川洋一委員に係る事案でありますので、西川委員は農業委員会等に関する法律第24条の規定により議事への参与を制限いたします。

(西川委員退席)

議長 西川委員には退席していただきました。ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご意見等もないようですので、西川洋一委員の辞任の同意について採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議ないものと認め、直ちに採決をいたします。西川洋一委員の辞任に同意する委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 同意多数と認め、よって西川洋一委員の辞任について同意と決めます。

議事が終了しましたので、西川洋一委員に対する議事参与制限を解除いたします。

(西川委員入室)

◎閉 会

議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

(午前10時34分)